

（傍線の部分は改正部分）

①

改 正 案	現 行
-------------	--------

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 看護師及び准看護師 治養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

五 看護補助者 治養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

六・七 (略)

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 (略)

改 正 案	現 行
-------------	--------

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 看護師及び准看護師 治養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

五 看護補助者 治養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

六・七 (略)

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

四 (略)

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を越える場合を含む。」並びに平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合を含む。」並びに平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超えた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数は二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十

二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

四 (略)

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超えた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十

(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十日までの間に限る。）は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（以下この項において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数

四 外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二条第一項」とする。

3 転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用について

は、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「

五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定

数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあ

るのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には

当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた

数」とする。

4 第五十条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十条第四項中「前条」と

あるのは「前条及び第五十二条第三項」と、「第四十九条」とあるのは「第五十二条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

○医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）</p> <p>第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師</p> <p>二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当事</p>	<p>（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）</p> <p>第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師</p> <p>二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当事</p>